

「特別高圧受電と需給契約〔改訂二版(令和4年9月30日発行)〕」の正誤表 P19-20

P19 下から4行目以降を以下のように修正する

・・・理論上の高調波

含有率は6相整流が5次20.0%、7次14.3%、17次5.9%、19次5.3%、29次3.5%、31次3.2%であるのに対して、12相整流ではこれらの次数が0%となり、31次までで発生するのは11次9.1%、13次7.7%、23次4.4%、25次4.0%のみとなります。



・・・理論上の高調波

含有率 (31次まで) は6相整流が5次20.0%、7次14.3%、11次：9.1%、13次：7.7%、17次5.9%、19次5.3%、23次：4.4%、25次：4.0%、29次3.5%、31次3.2%であるのに対して、12相整流では31次までで発生するのは11次9.1%、13次7.7%、23次4.4%、25次4.0%のみで、その他の次数は0%となります。

P20 図 2-1 12相整流の結線方式 の後に以下を追加する

一方、電力会社は「高調波環境目標レベル」(6.6kV配電系統で5%、特別高圧系統で3%)を維持するため、需要家からの高調波電流流出量の計算値が規定値を超える場合は需要家が対策を行うよう定めています。具体的な計算については「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」〔原子力安全・保安院〕、「高調波抑制対策技術指針」〔(一社)日本電気協会〕によります。